

舞鶴市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例骨子(案)

1 条例制定の背景及び趣旨

令和元年5月31日に、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されました。これにより、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成14年法律第151号)が改正され、法律名称が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(以下「改正法」という)に改められました。

改正法においては、「地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない」(第13条第1項)と規定しています。

このような背景を踏まえ、改正法が適用されない市の条例、規則等に基づく手続について、インターネットを通じた申請・届出等を可能とすることは、市民の利便性の向上に寄与し、行政運営の簡素化及び効率化が図られることから、従来の書面等による手続に加え、インターネットを利用し、オンラインにより申請等を可能とするための条例を制定するものです。

2 条例の骨子

第1 目的

この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化・効率化を目指し、市の機関等に係る申請・届出等の手続を、インターネット等の情報通信手段その他の情報通信技術を活用する方法により行うことができるようにすることについて定めます。

第2 定義

- (1) 条例等 条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程及び議会の規程を含む。以下同じ。)並びに地方自治法第252条の17の2及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条の規定により京都府の条例の定めるところにより、舞鶴市(以下「市」という。)が処理することとされた事務について規定する京都府の条例及び京都府の執行機関の規則をいう。
- (2) 市の機関 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長(公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは議会又はこれらに置かれる機関
 - イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

【解説】

本条例の骨子（案）で使われている重要な用語について整理しています。

第3 情報システム整備計画

- ① 市は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関の情報システム（以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成するものとする。
- ② 市は、情報システム整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。情報システム整備計画を変更したときも、同様とする。

【解説】

市は、情報通信技術を利用して行われる手続等を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画を作成することとしています。

第4 情報システムの整備

- ① 市の機関は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備するものとする。
- ② 市の機関は、①の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 市の機関は、①の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

【解説】

市の機関は、作成した情報システム整備計画に従い、安全性等の必要な措置を講じた上で、情報システムを整備することとします。また、情報システムの整備に併せて、業務の簡素化や合理化を図るよう努める旨を定めています。

第5 電子情報処理組織による申請等

- ① 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。
- ② ①の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- ③ ①の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受けるとする市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。
- ④ 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを①の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。「第8 電磁的記録による作成等」において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- ⑤ 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを①の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- ⑥ 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに①の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、①～⑤の規定を適用する。この場合において、②のうち「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(⑥の規定により①の規定を適用する部分に限る。以下②から⑤までにおいて同じ。)」とする。

【解説】

1. 条例等の規定で書面等により行うこととしている申請等について、オンラインで行うことができることとします。
2. このオンラインによる申請等については、書面等により行われたものとみなして当該申請等に関する条例等の規定を適用することとします。
3. オンラインによる申請等については、市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時に市の機関に到達したとみなします。
4. 市の機関は、他の条例等の規定で署名等を行うこととしている申請等について、オンラインの場合、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって当該署名等に代えることができるものとします。
5. 条例等の規定で手数料の納付方法が規定されている申請等について、オンラインで行った場合に、市の機関が定める納付方法により行うことができることとします。
6. オンラインによる申請等において、オンラインで行うことが困難又は著しく不適當な部分があるとして市の機関が定めた場合は、部分的にオンラインで行うことができることとします。

第6 電子情報処理組織による処分通知等

- ① 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。
- ② ①の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- ③ の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- ④ 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを①の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- ⑤ 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに①の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、①～④の規定を適用する。この場合において、②のうち「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(⑤の規定により①の規定を適用する部分に限る。以下②から④までにおいて同じ。)」とする。

【解説】

1. 条例等の規定で書面等により行うこととしている処分通知等について、オンラインで行うことができることとします。
2. このオンラインで行われた処分通知等については、書面等により行われたものとみなして当該処分通知等に関する条例の規定を適用することとします。
3. オンラインによる処分通知等については、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時に処分通知等を受ける者に到達したとみなすこととします。
4. 市の機関は、他の条例等の規定で署名等を行うこととしている処分通知等について、オンラインで行う場合は、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって当該署名等に代えることができるものとします。
5. オンラインによる処分通知等において、オンラインで行うことが困難又は著しく不相当な部分がある場合は、その部分以外についてオンラインで行うことができることとします。

第7 電磁的記録による縦覧等

- ① 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。
- ② ①の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

【解説】

1. 条例等の規定で書面等により行うこととしている縦覧等について、電磁的記録による縦覧等を行うことができることとします。
2. 電磁的記録による縦覧等については、書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用することとします。

第8 電磁的記録による作成等

- ① 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。
- ② ①の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- ③ 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを①の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

【解説】

1. 条例等の規定で書面等により行うこととしている作成等について、電磁的記録の作成等により行うことができるものとします。
2. 電磁的記録による作成等については、書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用することとします。

3. 市の機関は、他の条例等の規定で署名等をする事としてしている作成等について、電磁的記録で行う場合、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって当該署名等に代えることができることとします。

第9 適用除外

- 次に掲げる手続等については、「第5 電子情報処理組織による申請等」から「第8 電磁的記録による作成等」までの規定は、適用しない。
 - ア 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
 - イ 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（「第5-①」「第6-①」「第7-①」又は「第8-①」の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

【解説】

申請事項に虚偽がないことを対面により確認する必要がある場合や許可証等の書面を事業所に備え付ける必要があるなど、オンライン化が適当でない手続等について市の機関が定めることとします。

第10 添付書面等の省略

- 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

【解説】

行政機関間の情報連携等により入手・参照できる情報に関する添付書類について、市の機関で定めたいうえで添付を不要とします。

第 11 情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正

- 市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

【解説】

情報通信技術の進展に伴い生じる得る年齢、身体的な条件、地理的な制約その他要因による情報通信技術の活用のための能力又は利用の機会における格差（デジタルデバイド）の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努める旨を定めています。

第 12 情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表

- 市は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

【解説】

市は、オンラインにより行うことができる申請、処分その他この条例の規定によるオンラインで行うことができる行政手続の状況について、インターネット利用等の方法により随時公表するものとします。

第 13 委任

- この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

条例で定めていない詳細な事項について、市の機関で定めることとしています。

3 施行日

公布の日からの施行を予定しています。